

亀山市不妊治療費助成金（こうのとりの支援）について

亀山市では不妊治療を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るとともに、少子化対策に寄与することを目的とし、その費用の一部を助成しています。

【交付対象者】

- ① 法律上婚姻している夫婦又は事実上の婚姻関係にある者（出生した子の認知を行う意向がある者に限る）
- ② 申請者（不妊治療を受けた人）が医療保険各法に規定する被保険者もしくは組合員またはその被扶養者
- ③ 申請者（不妊治療を受けた人）が、申請日の1年以上前から亀山市の住民基本台帳に登録があること（申請日の属する年度の診療分から申請可能です。）

※市税等の滞納がある場合は、助成対象外になることがあります。

【助成上限額】

10万円（助成対象経費（保険適用外）の2分の1）※100円未満の端数は切り捨て。

※亀山市特定不妊治療費等、地方公共団体の助成を申請している場合、助成対象経費から、県や地方公共団体からの助成額を控除します。

【助成の対象】

医療保険法各法による療養及び医療の給付が行われない不妊治療（体外受精、顕微授精及び人工授精）に要した経費の一部。（医師の判断でやむを得ず中止した治療は含む）

※次に掲げる経費は対象外となります。

- ・食事に要した経費、入院費、凍結保存に係る経費、文書料等
- ・夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療に係る経費
- ・代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費
- ・借り腹（夫の精子及び妻の卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入することにより当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）に係る経費

【助成回数】

1年度につき1回

【申請期限】

治療が終了した日の属する年度の末日（※土日を除く）

【申請に必要な書類】

次の①～⑨を提出してください。

- ① 亀山市不妊治療費助成金（こうのとりの支援）交付申請書
 - ・申請者（不妊治療を受けた人）は医療機関発行の領収書の名義の人となります。
 - ・振込先は、申請者（不妊治療を受けた人）の名義のものをご記入ください。
- ② 亀山市不妊治療費助成金（こうのとりの支援）受診等証明書
- ③ 医療機関発行の領収書（原本が必要、コピー不可）
 - ・申請者（不妊治療を受けた人）名義のもの。
- ④ 健康保険の資格がわかるもの（申請者：不妊治療を受けた人のもの）
※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面など
- ⑤ 戸籍謄本（夫婦共に亀山市民である場合は不要）
- ⑥ 婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書（夫及び妻が外国人の場合）
- ⑦ 出生した場合の子の認知に関する意向書（事実上の婚姻関係の夫婦の場合）
- ⑧ 婚姻要件具備証明書又はこれに代わる書類（事実上の婚姻関係の夫婦で外国人の場合）
- ⑨ 他の地方公共団体等からの不妊治療費助成事業決定通知書（必要な人のみ）

☆注意点

- ・申請時には、振込口座の通帳、認め印をご持参ください。
- ・申請書類の記入には、消せるボールペン、スタンプ（シャチハタ等）は使用できません。
- ・申請に来所される前に、担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

【助成申請後の流れ】

- ① 申請後、申請書の同意事項に基づき、必要な事項を調査します。
- ② 申請額を確定します。
- ③ 申請者（不妊治療を受けた人）の住所へ交付決定通知書、請求書を送付します。
- ④ 決定通知書、請求書の内容を確認し、請求書を記入、市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 請求書を提出後、1 か月程度で申請時の指定口座に助成金を振り込みます。

※申請額の決定時期につきまして、亀山市特定不妊治療費の申請がある場合は、各申請が確定してからになります。

【問い合わせ及び申請窓口】

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」⑧窓口
子ども未来部 子ども総合支援課 母子保健グループ
電話：0595（98）5003
FAX：0595（82）8180